

仕様書

1. 委託事業名称

令和8年度 東成区民まつり企画運営事業業務委託

2. 事業目的

近年、地域における住民間の連帯意識が希薄化しており、身近な地域課題を住民間で協力して解決していく自律的な地域づくりが求められていることから、本事業の実施により、人が集まる場所を作り区民と地域や団体等の交流を生み出すとともに、地域が一体となって活動できる機会を提供し、区民の主体的な連携によりコミュニティ意識の醸成に寄与することを通じて、SDGsの視点による区民主体のまちづくりの実現を目的とする。

3. 業務内容

(1) 開催日

令和8年11月8日（日） 11時～15時30分（予定）

(2) 開催場所

神路公園（大阪府大阪市東成区東中本2-12）（予定）

(3) 事業趣旨

- ・区民の地域交流の促進や連帯意識を育成し、コミュニティづくりの象徴的なイベントとなるよう、幅広い層が気軽に参加できる催しとする。
- ・本行事を通じて、来場者が地域の魅力や地域で活動する各種団体の活動について知ることができるようにPRし、地域住民の愛着を醸成する。
- ・特に、現役世代や学生が地域活動の内容を知ることができ、関心を寄せる契機となるような要素を含める。
- ・SDGsの啓発を意識した事業運営とすること。

(4) 実施事項

- ・地域で活動している各種団体等から成る「区民まつり企画委員会」の事務局として、企画から準備、開催まで一連の運営を担うこと。事前の広報、ステージ発表及びブース出展等団体の募集及び連絡調整、資材等の調達、会場の設営、並びに開催当日の進行管理、会場警備、運営スタッフの確保、撤収、清掃、参加者及び従事者へのアンケート、事業の振返り、その他必要な業務を行うこと。また、企画委員会のメンバーに学生を含めるなど若い世代の意見を取り入れる体制とすること。なお、企画委員会の構成については、区役所と調整の上決定すること。

- ・会場には、ステージ、各出展ブース、本部席、来賓席、案内所、救護所（対応スペースは周囲から見えないようにすること）、電気設備を設けることとし、その配置について提案のうえ設置すること。

※各出展ブースについて、上記の長机、椅子及び電源以外の設備は、各出展団体が搬入、設営及び搬出を行う。

参考：令和7年度実績（於 神路公園、東成スポーツセンター）

◆テント (5.4m×3.6m) 44 張、テント (3.6m×2.7m) 16 張、テント (3.6m×7.2m) 2 張

長机 (1.8m×0.45m) 398 台、椅子 826 脚

【内訳①：神路公園】

本部 (本部席・来賓席・救護所) : テント (5.4m×3.6m) 2 張、(3.6m×2.7m) 1 張

長机 (1.8m×0.45m) 11 台、椅子 30 脚

案内所 : テント (3.6m×2.7m) 1 張 長机 (1.8m×0.45m) 2 台 椅子 10 脚

休憩席 : テント (7.2m×3.6m) 2 張 長机 (1.8m×0.45m) 24 台 椅子 100 脚

簡易更衣テント : (3.6m×2.7m) 2 張

各出展ブース : テント (5.4m×3.6m) 43 張 テント (3.6m×2.7m) 16 張

長机 (1.8m×0.45m) 307 台 椅子 673 脚

【内訳②：東成スポーツセンター】

長机 (1.8m×0.45m) 89 台、椅子 143 脚

床養生シート (0.2mm×1m×30m) 60 本

◆電源 : コンセント数 30

◆流し台 : 2 か所

- ・区役所が出展するブースの資材搬入及び搬出のため、2 t トラック 1 台（運転手を含む）を手配すること。なお、資材の積み上げ及び積み下ろしは区役所職員が行う。
- ・来場者及び従事者のためのトイレについて、仮設トイレを用意、もしくは会場付近の施設に協力を得る等、十分に確保すること。
- ・区マスコットキャラクター「うりちゃん」の着ぐるみを活用すること。また、着用者やサポート要員など必要な人員を配置すること。
- ・出演者の更衣室や荷物置き場及び区マスコットキャラクター「うりちゃん」の着ぐるみ着脱スペースを確保すること
- ・会場となる神路公園の占用許可申請を、本市建設局あて行うこと。（ただし、使用申請及び使用料減免許可申請は発注者が行う）
- ・会場となる神路公園の周辺に歩行者専用スペース及び駐輪場を十分確保し、必要に応じて東成警察へ使用許可申請を行うこと。
- ・会場及び駐輪場に警備員を配置すること（参考：令和 7 年度実績 有償警備員 10 名及びボランティア警備員 40 名）。また、警察や関係団体と連携し、事故防止の徹底を図ること。
- ・開催当日は傷病に備え、少なくとも医師 1 名及び看護師 1 名を待機させること。その経費として医師 1 名につき 25,280 円、看護師 1 名につき 11,160 円を計上すること。
- ・開催当日のステージ進行について、手話通訳者を配置すること。
- ・本事業の運営従事者（ボランティア）については、事故等による傷害に備え大阪市市民活動保険に加入しているが、出演者及び来場者の事故等による傷害に備えた保険や、その他損害賠償保険については、受注者が加入すること。
- ・ステージ発表及びブース出展等の内容は、政治・宗教活動に相当するもの、法令や公

序良俗に反するもの、人権侵害となるもの、その他区長が適当でないと認めるものを起用しないこと。

- ・開催にあたり発生するごみについて、分別の徹底はもちろんのこと、減量化や参加者自身による片付け等につながる工夫を提案のうえ実施すること。
- ・事前の広報は、区広報誌への記事掲載やSNS等による発信とともに、ポスターを作製し公共機関をはじめ各所の掲示板へ1か月前までに掲示、またチラシ（ポスターの縮刷可）を作成し同様に配架して、広く周知すること。（参考：令和7年度実績 ポスター作製数300枚）
- ・開催当日に来場者等へ配布するプログラムを作成し、開催の1週間前までに納品すること。（参考：令和7年度実績 プログラム作成数10,000部）
- ・区民まつり夏の部として、現役世代も多く集う東成区各小学校下の夏まつり等地域行事と連携したイベントを開催すること。費用分担については当該地域行事主催団体と協議の上決定すること（令和7年度実績：200,000円）。
- ・上記以外に、本事業を補完できるような催し等を企画できる場合は提案のうえ実施すること。
- ・地域の現役世代の意見等を踏まえ同層の参加を促進すること。
- ・ステージ発表については、既存の出演団体のみにとらわれず、公募等により広く一般来場者が楽しめる企画にすること。
- ・災害や天候等により中止となる場合、東成区役所及び区民まつり企画委員会と協議のうえ、代替事業を開催することができる。また、感染症対策を施しながら本事業を開催する場合、必要な経費は委託料から支出すること。

【特に提案を求める事項】

上記（4）の実施事項について、次の項目を盛り込んだ提案とすること。

- ・来場者に地域の活動内容や地域の魅力について知ってもらうイベントとなるよう、その内容や手法を提案すること。

（例：ステージ発表の入れ替えの間に地域のアナウンスを入れる。地域の活動内容や地域の魅力を紹介するパネルを掲示する等）

- ・多様な主体や世代が参加できるイベントとなるよう、その内容や手法を提案すること。
- ・S D G sに関する取り組みを盛り込むこと。

（例：啓発ブースやマイ箸・マイボトル等を持参の方に粗品の進呈など）

（5）目標

- ・区民まつりのアンケートにおいて「今回のイベントを通じて、地域等で行われている活動や団体等を知ることができた」と回答した割合 80%以上
- ・来場者を対象としたアンケートで、全体の感想を「とてもよかったです」「よかったです」「あまりよくなかったです」「よくなかったです」のうち、「とてもよかったです」「よかったです」と回答した割合を 90%以上とする。回収目標数は来場者数の 10%を目標とする（参考：令和7年度 来場者数 13,000人）。
- ・従事者を対象としたアンケートで、従事した感想を「とてもよかったです」「よかったです」「あ

まりよくなかった」「よくなかった」のうち、「とてもよかった」「よかった」と回答した割合を80%以上とする（参考：令和7年度 出展 71団体 ステージ発表 20団体）。

（6）来場者

区内在住者・在勤者・在学者を中心に誰でも可

（7）その他

- ・会議等で東成区民センターの会議室等を使用する時は、使用料の減免を受けることができる。
- ・神路公園の使用料は、事業全体の収支が利益を生まなければ減免を受けることができる。その場合、出展団体等から収支状況を把握すること。
- ・本事業の業務全般にわたり、またこの仕様書に定めのない事項（雨天時の取扱い等）について、受注者は誠実に発注者と協議しながら進めること。受注者は開催を控えた適切な時期に詳細な実施計画を明らかにすること。

4. 業務に関する事項

（1）事業計画書等の作成

受注者は業務の実施に先立ち、実施体制・業務実施工程等、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した事業計画書を作成し、発注者に提出すること。契約約款に基づく業務工程表および業務委託料収支内訳書の提出もこれに含む。

なお、契約締結までの間に、すべての事業において、前年度請負事業者から区役所担当者を通じて検証結果を引き継ぎ、その内容を事業計画に反映させること。

（2）事業報告書等の提出

受注者は、事業実施完了後10日以内に事業実施報告書を作成し、発注者へ提出すること。その際、アンケート等の検証結果もあわせて報告すること。

また、すべての業務が完了した後、詳細な内容を業務完了報告書により速やかに発注者へ提出すること。報告書の内容について発注者が説明を求めることがあるので、受注者は協力すること。

（3）事業の検証について

事業の結果について、参加者へのアンケート等を取りまとめ、検証を行い、参加者のニーズや傾向等を分析し、効果測定を行うこと。その結果は区役所担当者を通じて、次年度の受注者へ引き継ぐこと。また、アンケートの内容等については、事前に発注者と協議して決めるここと。

5. 契約に関する事項

（1）委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

（2）委託料の支払い

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うことを基本とする。

（3）再委託について

- ① 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- ② 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- ③ 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- ④ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- ⑤ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

（4）費用分担について

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用は負担しない。事業において、本市が支払う委託料とは別にその他収入（協賛金等）を含めて提案することは可能であるが、協賛金等を集めることは受注事業者の業務内容に含めることとする。また、協賛条件については本市と事前協議を行うこと。

（5）その他

- ① 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- ② この契約については、大阪市契約規則及び大阪市会計規則に従うものとする。
- ③ 個人情報の保管については、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき、厳重に行わねばならない。
- ④ 受注者は、本業務が大阪市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」

を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（東成区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（東成区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

再委託に関する特記事項

- 1 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- 4 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。